

令和2年度第6回原町区地域協議会

会議録

- ① 日時 令和3年1月20日(水)
- ② 場所 市役所本庁舎4階議員控室
- ③ 会議時間 開始 午後1時25分
終了 午後4時05分

④ 出席委員(9人)

会長 伊達 孝行	副会長 本間 健一	委員 佐藤 正幸
委員 野地 健一	委員 村上 勇一	委員 谷田部 真敏
委員 藤原 ヒロ子	委員 相良 雄史	委員 佐藤 倫子

⑤ 欠席委員(5人)

委員 宮下 亨	委員 齋藤 健一	委員 森 大輔
委員 高玉 智子	委員 鈴木 香織	

⑥ 説明のため出席した者の氏名

公有財産管理課長	高橋 一善
公有財産管理課財産管理係長	鴨志田 貴之
公有財産管理課財産管理係副主査	相良 晃平
コミュニティ推進課長	佐々木 忠
コミュニティ推進課地域自治振興係長	高野 真至
水道課長	今野 浩宗
水道課総務係長	田中 浩之
水道課工務係長	鎌田 和久
水道課施設係長	小椋 孝信
危機管理課長	鈴木 隆一
危機管理課防災係長	井堀 信一
生活環境課長	佐藤 浩一
生活環境課新エネルギー推進係長	橋本 弘延
生活環境課環境保全係主査	鈴木 健太郎
小高区地域振興課自治振興担当係長	木幡 琴絵

⑦ 出席した事務局職員

庄子 まゆみ 佐々木 忠 高野 真至 北原 圭子

⑧ 担当書記

北原 圭子

⑨ 本日の会議に付した案件

(1) 報告事項

- ①南相馬市公共施設再編個別計画（素案）に係るパブリックコメント手続の実施について
- ②南相馬市一円融合の地域活性化条例（素案）に係るパブリックコメント手続の実施について
- ③南相馬市水道ビジョン策定に係るパブリックコメント手続の実施について
- ④南相馬市国土強靱化地域計画（素案）の策定に係るパブリックコメント手続の実施について
- ⑤南相馬市避難行動要支援者名簿情報の提供に関する条例及び施行規則の策定に係るパブリックコメント手続の実施について
- ⑥南相馬市太陽光発電設備の適正な設置等に関する条例（素案）に係るパブリックコメント手続の実施について
- ⑦小高区自治振興基金の活用について

⑩ 会議録署名委員

委員 佐藤 倫子 委員 佐藤 正幸

1 開会

午後 1 時 25 分開始

■原町区地域振興課長

委員の皆様には、お忙しいところご出席いただきまして誠にありがとうございます。皆さまお集まりいただきましたので、ただいまより令和 2 年度第 6 回原町区地域協議会を開会いたします。

2 会長あいさつ

■原町区地域振興課長

はじめに、原町区地域協議会 伊達孝行会長よりご挨拶を頂戴いたします。

◇会長

(会長あいさつ)

3 議事

■原町区地域振興課長

ありがとうございます。

これから議事に入りますが、これ以降は、会長が座長になり会議の進行をお願いいたします。

(1) 会議録署名人の指名

◇議長

それでは、次第により議事を進めてまいります。

はじめに会議録署名人の指名ですが、会議録署名人には、佐藤倫子委員 佐藤正幸委員の 2 人をお願いします。

(2) 書記の指名

◇議長

次に、書記の指名ですが、書記は原町区地域振興課北原主事を指名します。

(3) 報告事項

◇議長

では報告事項①南相馬市公共施設再編個別計画（素案）に係るパブリックコメント手続の実施について、報告事項に入ります。担当課から説明をお願いします。

■公有財産管理課 (説明)

◇議長

只今の説明に関して、何か質問等があればお願い致します。

◎本間委員

原町区内全小学校8校の検討見直しについては同じような方針のようなので伺います。原町区では南西部に住宅地が延びています。また震災、原発事故で沿岸部や太田地区など、人が減っており入学数の変動が激しい小学校もあるでしょう。原二小と原三小を比較しても、原三小の方が住宅が増加しているのだから、児童数が減少しないと思われます。その辺の相対的な話をお願いします。

■原町区役所所長

公共施設再編個別計画は学校を適用外としていますので、私が説明します。小高区につきましても以前の地域協議会の議題に挙がっておりましたが、原町区、鹿島区も統廃合を進める方針と市として考えています。原町区ですと、太田小、大甕小、石一小が児童数が少ない学校に挙げられています。児童数が少ないと複式学級となってしまう。そういう児童数の少ない、学校は来年度以降統廃合を検討予定です。

◇議長

他にありませんか。なければ次に進みますがよろしいでしょうか。

◇議長

では報告事項②南相馬市一元融合の地域活性化条例（素案）に係るパブリックコメント手続の実施について担当課から説明をお願いします。

■コミュニティ推進課 (説明)

◇議長

只今の説明に関して、何か質問等があればお願いします。

◎本間委員

行政区長には安心安全に関する事や他にも数多く業務があります。そしてそれにはお金に伴うものもあります。例えば、社会福祉協議会や日本赤十字社に対する募金が毎年春、年末と1戸500円以上、自分の行政区は400戸以上あるので20数

万円、総額で40数万円以上を納めております。村部と市街地では違うものがあるでしょうが、たとえば村部で農地転用しアパートがどんどん建ってきている所もあります。条例の中に事業者が入ったのは非常に評価しています。以前アパートのオーナーに行政区に対する負担金を求めたところ何に基づくのかと言われたことがあります。オーナーが地元の方で地元でアパート経営しているなら協力は得やすいですが、仙台やいわきなど市外のオーナーなどからは協力は得づらいです。行政区の予算はごみ集積所の管理だけでなく、社会福祉協議会や消防団への寄付、防犯などもろもろ掛かることを説明し、それに対し一括で支払い、行政区には加入しないというアパートもあります。何年か掛けて説明をしてきて、市政だよりはいらぬが負担金は納めますと理解されてきた建託会社も出てきました。ですから条例が出来たことにより、市の考えがこういうことで協力してほしいとわかるので効果的だと思います。感謝します。

◎佐藤正幸委員

私の所は農家と新しく移住してきた人との混住社会です。はっきり言って行政区の運営は難しいです。約350戸中行政区に加入しているのは160戸で加入率は市内で一番低いと思います。アパートの方、新しく移住した方、避難してきた方などに、ゴミ番号を教えるため自分の所に来てもらうのですが、その時行政区に加入していただくためお話をします。加入していただかないと何も協力できませんと話をしますが、加入しませんと言われることが多いです。自分の区は戸数は増えていますが加入率は下がっています。理想ではなく現実的には難しいところを、市としてどう考えているのかお聞きします。

■コミュニティ推進課

行政区の加入について強制力はありません。条例には主体的に加入するという文言を入れさせていただいております。市としては地域で支える報徳仕法の一円融合にふれ、行政区に加入することにより地域の中で共に支え合い、災害など万が一の場合共に助け合うことの重要性など、啓発しながらいろいろな機会を使い取組みを進めていきます。また、アパートに住む方、短期だけ住む方に対しても不動産業者を通し、加入に向けた対応をしていきたいと考えています。来年度におきましては、加入促進のイベントの計画をしながら、少しでも多くの市民に行政区への加入の必要性を訴えていく予定です。実行したから直ぐに結果が出ることは難しいと思います。市と各行政区と連携を取り、ご意見をいただきながら積極的に対応していく所存です。

◎佐藤正幸委員

私の所では、他地域から来ている方で1回行政区に加入しましたが抜けられた方もいます。どういう対応をすればいいのでしょうか。

■コミュニティ推進課

避難してきてこちらで生活していても、住所移転をしなくてもいいという原発事故に対する特措法があるため、住民票を移さない方もいます。避難元に住所を置いている方は加入しないのが大半と各行政区長より聞いています。市としては災害等発生を想定し、加入していただくためにも避難元の自治体にも協力いただかないといけないと考えています。早いうちに避難元の自治体に市の現状を説明し、避難され

てきた住民に対しては、避難先の行政区に加入されるよう啓発をお願いしていくことを考えているところです。

◎佐藤正幸委員

市から言っていたかないと、こちらの行政区に加入すると元の町村よりサービスが受けられないと思っている人も多いです。ですから殆どの方に加入しませんと言われてしまう。役所同士の問題もあり自分たちではどうしようもありません。地元住民からすれば、加入してくれないなら緊急時などに面倒見きれないでしょう。困った時だけ頼られて、普段は絶対協力してくれない。しかし総会を開けば新しく移住してきた方が多いので、そちらの意見が通ります。昔から居住している住民は面白くないことも多く、役員を長くやっていて難しいです。もう少し「郷に入れば郷に従え」の考えをしていただきたいものです。理想論はともかく、現実の問題を1つ1つクリアしていかないと難しいと思います。また住所の問題もあります。隣の行政区にも同じような住所があり紛らわしいです。近隣の行政区には「大字」の表記を変えて欲しいと頼んでいるところです。どうなっているのでしょうか。

■コミュニティ推進課

市としましては、住所表記については事務手続きも出てきますので、関係課と連携をとりながら進めていきたいと思っています。

◎本間委員

住宅建設、アパートも含めてですが、確認申請か完成検査の段階で、区長は環境衛生推進委員の名前でゴミ集積場をどこに作るかの文書を出します。個々に業者名が出てきますので、その文書にゴミ出しのことだけでなく、こういう条例があれば効果的だと思います。アパートでも組を編成してもらい、お互い協力する事が一番いいことなのだから、業者に対して何らかの形でご指導をお願いします。

■コミュニティ推進課

ご意見ありがとうございます。今回の条例については不動産の仲介業者も役割を定めたものですが、市として行政区加入促進について進めてまいりますので、今回いただいた意見を十分参考にしながら、対応できるものは取り組んでいきたいと思っています。

◇議長

それぞれ行政区にはいろいろな課題があると思いますので、市と連携をしながら地域の活性化に繋げていただければと思います。他に何かありませんか。

◎佐藤倫子委員

今回の資料の中の「市と行政区の協働のまちづくり検討報告書」概要の中に「まちづくり委員会支援事業」や「地域の絆づくり支援事業」とあります。それら事業について説明をお願いします。

■コミュニティ推進課

資料の「市の地域コミュニティの施策」のところですが、これは市が行政区に支出している補助金です。まちづくり委員会は現在、太田地区とひがし地区にあり

ます。今年度石神地区は設立に向けて調整中です。原町区の場合、まちづくり委員会は生涯学習センターごとの地域で結成を目指しているところです。もし結成されれば年100万円を限度に市から補助金として支出することになります。地域の絆づくり支援事業の事ですが、1回10万円から20万円の範囲の中で、行政区がコミュニティ事業を行うときに市から補助をしているものです。集会施設整備事業費補助金は、各地域の公会堂の建築、改築、備品等を充実させるために補助金を支出しております。ごみ集積所整備事業に関しましては、皆さんが利用します、ごみ集積所を新たに作ったり改修をするときに、補助金を支出しております。自主防災組織補助金に関しましては、自主防災組織の訓練や資機材の購入に補助金を支出しております。

◎佐藤倫子委員

まちづくり委員会支援事業とはどういった事業をしているのでしょうか、また地域の絆づくり支援事業についても知りたいです。年間100万円や10万円の補助金の中身を教えてください。

■コミュニティ推進課

まちづくり委員会は、鹿島区、小高区含めて地区ごとの皆さんがそれぞれ考えて独自の事業を行っております。例えばひがし地区なら道の駅を拠点に文化祭を催したり、報徳仕法の勉強会などを実施したりしています。また地区によっては地域の歴史を冊子にして配ったり、河川の清掃など、特色ある事業に取り組んでおります。地域の絆づくり支援事業は、まちづくり委員会と違い大きな単位のものではなく、行政区ごとに例えば三世代交流事業や、今年はコロナ禍で開催した行政区は少なかったですが、防災訓練と組み合わせて芋煮会を実施したりなどの行政区活動の活性化を図っています。

◎佐藤倫子委員

それらの特色のある取組みに対してどういった効果が得られてきているという報告があるのでしょうか

■コミュニティ推進課

親睦を深めることによって地域にどういった方がいて、どんなことに困っているのかなどが地域内で共有できますし、防災を含めて地域の安全安心に最終的には行きつくものと捉えています。

◇議長

他になければ次に進みますがよろしいでしょうか。

◇議長

では報告事項③南相馬市水道ビジョン策定に係るパブリックコメント手続の実施について、担当課から説明をお願いします。

■水道課
(説明)

◇議長

市の水道はだいぶ普及されていると思いますが、普及率を教えてください。又、井戸水を使っているところもあると思いますが、市として水道を引くような考えがあるのかお聞かせください。

■水道課

市の水道普及率は令和元年度で90.8パーセントです。ここ数年90パーセント台を維持しております。市内ほぼ全域水道が使える環境になっております。

■水道課

現在井戸を使っているところは小高区の一部です。順次水道の普及を進めていく計画を立てております。令和3年度より小高区の吉名地区、小屋木地区、100軒位ありますが工事を進め令和7年度までに普及を進めていく予定です。その後、地域の要望があった場合は、採算性を考慮し拡張を検討していきたいと考えます。

◎佐藤倫子委員

自然災害に対してハード面での強い水道ということはわかるのですが、ソフト面に対しての両面での強い水道とはどういうことでしょうか。また利用者とのパートナーシップの構築とはどのようなことなのか教えてください。

■水道課

ハード面では、例えば非常時用の発電機を設置し、停電に対応出来るよう考えています。またソフト面では、災害時のトラブル対応など、そういった担当者の教育をして資質向上を目指すものです。また相馬地方広域水道企業団や浪江町などと緊急時の補修資材の融通など、環境を整えて強い水道事業を目指すという考えでございます。

◎佐藤倫子委員

パートナーシップについて教えてください。

■水道課

水道利用者に対し、水質検査の結果をホームページに掲載して情報の提供をしています。その他小学生などには上水道の見学を受け入れ、水道の大切さや水道の出来る状況を知っていただくための活動などを行っており、これをパートナーシップという形で現状進めております。

◎佐藤正幸委員

水道料についてですが、原町区は鹿島区と比べて高いです。一昨年頃水道料が下がりましたが、もっと下がる可能性はあるのでしょうか。

■水道課

鹿島区は相馬地方広域水道企業団が水道事業を実施しており、料金を定めています。原町水道では平成30年12月から新料金を見直して鹿島区と大きな差はなくなりました。それまでずっと料金は据え置きできていましたが、ここまでだったら大丈夫ということで、なんとか5パーセント値下げを実施したものです。来

年度は料金見直しの年となりますが、今の時点でははっきりと申し上げられません。値下げが可能なのか、今後の施設等の更新・改修費用等の関係で値上げをせざるを得ないのか、もしくは料金据置きか、しっかりと精査したいと考えます。

◎佐藤正幸委員

広域水道企業団との料金の差がずいぶんあったじゃないですか。以前は鹿島区が500何円なのに原町区は700何円とか、その差が少しは狭まったでしょうが、企業体系の違いがあるので仕方ないのでしょうか、原町区民は少し高い水道料金を払っているのではないかという気がします。今後どうなるんですか。

■水道課

水道水を作るための原価とでも申しますか、施設の部分とか水道管の状態とか事業団体によって違いがございます。施設の老朽化に伴う将来にわたる施設の更新・改修の費用等も考慮し料金を算定するわけですが、企業団との差も確認しながら料金の見直しをしていきたいと思えます。また、小高区とも違いますので、統一などには時間はかかりますが、これから考えていきたいと思えます。

◎佐藤正幸委員

これから老朽化してきた水道管等の補修とか、これからどんどんお金が掛かると思うんですね。しかし3年前なるべく鹿島区との料金の差を少なくしていくということで料金を引き下げたわけですよ。その時に10年は大丈夫と聞きましたが、老朽化などでお金が掛る訳ですよ。その所を心配しているんです。老朽化の度合いで水道管を取り替えるなど、どんどんお金が掛かってきますが、鹿島区と原町区の料金の差がありすぎるのはおかしいので、出来れば経営努力をしながら下げてくださいたいし、差があるのは好ましくないのでは、という意見です。

■水道課

いただいたご意見を参考にしながら、適正な料金を目指していけるよう努めてまいります。

◎谷田部委員

水道普及率90パーセント以上とのことですが、町はずれのコミュニティが10軒位のところで住民同士が引いてきた水道はその数字に入っているのでしょうか。過去にその住民の住んでいるさらに奥の土地に工場とかアパートとか建てようとしたら、その水道を利用するにはそのコミュニティ全員の署名がないとだめとありまして、それで近くの大きな水道管から引いてくださいとなり、それだけで1千万円とか予算が掛かってしまったということをお聞きしております。当時市から特に費用が出る訳でもなかったとのことでしたが、現在はどうなっているのかお聞きします。

■水道課

そのように町はずれなどで独自に水道を引いて共同で利用している給水施設は90パーセントの水道普及率に入っておりません。個人の給水管からの分岐となりますと、個人の水道管は個人の財産なので、全員の了解を得ていただく必要が

ございます。遠くから引くことになりましても申し訳ございませんが補助金はありません。

◎谷田部委員

ありがとうございます。ちなみに結構多いと思うのですが、水道管が遠くにしかない土地は、今後もそのままなのでしょうか。市の方で水道管を引くという予定はないのでしょうか。

■水道課

大規模開発が予定されていれば、大体は開発業者が独自に水道管を付設し市に寄付する形をとられています。道路拡張があれば、そのエリアに水道が入っていない場合は、拡張に併せて入れてしまおうということも考えられます。水道事業は企業会計ですので、ここに1軒家が建つからとその1軒のために水道を引くことはなかなか難しいのが実態です。水道の無いエリアに5軒位あって水道を持てきたいのであれば行政区長を通して要望いただければ、そこに水道が引けるかどうかの判断材料にさせていただきます。

◇議長

他にありませんか。なければ次に進みますがよろしいでしょうか。

◇議長

では報告事項④南相馬市国土強靱化地域計画（素案）の策定に係るパブリックコメント手続の実施について担当課から説明をお願いします。

■危機管理課

（説明）

◇議長

只今の説明に関して、何か質問等があればお願いします。

◎本間委員

河川の改修の推進・維持管理の強化等（再掲）について推進方針が出ており、二級河川の早期の抜本的改修と維持管理体制強化とありますが、これはもちろん県との関係がございしますが、一昨年10月12日の台風19号とその後の台風の影響による大雨の時、水無川、笹部川、大木戸川その他全部見て回りました。避難指示が出てから次の朝まで数回にわたり見ました。新田川に至る水無川は犬走りの上、堤防の管理道路すれすれまで水位が上昇し、笹部川は原町高校でショートカットされ600メートル大木戸川に流れ込みました。その水の勢いが仲町二丁目の道場橋まできました。大木戸排水路の一部は笹部川を通過して合流地点が道場橋です。問題なのは、橋の造りがまずかったのではないかとということです。それで強く改修をお願いしたいと思います。区長会の中でも県から土木課長が来た時に申し上げたら、ぜひ現場を直接見たいと言ってくれました。今はまだ見に来ておりません。いずれ見に来ると思います。道場橋の場合は橋げたが、河川の法面の犬走りがすれすれの状態でわずかに道路に接しているのが見受けられることです。大木戸排水路の場合は、夜ノ森公園のところで笹部川になっており、相馬農

業高校の裏の嵐酒店の東側に橋があるのですが、橋げたが道路と平で橋げたが河川の犬走より下にあるわけです。せっかく水を流そうとしても橋げたで水が止まってしまうわけです。だからもうちょっとしたら西町一丁目二丁目も、仲町二丁目も水が溢れて危なかったです。ここは要するに太鼓橋にすればいいわけですから、橋げたを管理道路より少し上げてやるという改修工事をしていただきたいです。県には申し上げましたので、市からも強く申し入れをお願いします。

■危機管理課

本間委員ご意見については個別に確認させていただきながら、お伝えすべきものはお伝えしたいと思います。

◎村上委員

社会福祉協議会は災害ボランティアセンターを災害時に設置するわけですが、福祉会館に設置します。しかしあそこは構造的に低いので大雨でも降ると浸水してしまいボランティアセンターの機能がなされなくなることも考えられますので、その点もぜひ検討していただきたいです。

■危機管理課

設置場所につきましては、社会福祉課の担当部門と十分に確認検討しながらよりよい方向にしていきたいと思っています。

◇議長

他になれば、次に進みますがよろしいでしょうか。

◇議長

では報告事項⑤南相馬市避難行動要支援者名簿情報の提供に関する条例及び施行規則の策定に係るパブリックコメント手続の実施について担当課から説明をお願いします。

■危機管理課

(説明)

◇議長

只今の説明に関して、何か質問等があればお願いします。

◎相良委員

名簿情報は紙の名簿になるのでしょうか。

■危機管理課

名簿情報につきましては紙で関係者にお渡しします。

◎相良委員

提供される方々は例えば民生委員とか行政区の長ということになるのでしょうか、その方々がその役割を終了した時、その名簿は出っぱなしということになるのでしょうか。それとも返してもらおうようにするのでしょうか。

■危機管理課

名簿情報の提供につきましては、提供に当たりまして協定を結ばさせていただきます。その協定書の中で個人情報の管理ですとか、お守り頂くことを定めております。行政区長さんが変わる時などですと、そういった時は基本的に引継ぎになるかと思いますが、そのタイミングで名簿に更新がある時は、前の物を回収させていただきます。新しいものをお渡しするという形を取らせていただきます。

◇議長

他に、ご質問等ございますでしょうか。

なければ、ちょっと長引きましたので次に入る前に、休憩時間を時計で3時25分まで取りたいと思います。10分後に再開致しますので、よろしく願いいたします。

(休憩)

午後3時15分休憩

午後3時22分再開

◇議長

皆さんお揃いですので、これより議事を再開致します。

報告事項⑥南相馬市太陽光発電設備の適正な設置等に関する条例（素案）に係るパブリックコメント手続の実施について 担当課から説明をお願いします。

■生活環境課

(説明)

◇議長

只今の説明に関して、何か質問等があればお願いします。

◎本間委員

抑制区域の中に設定する区域で農用地区域は、原則、農地転用できない地域と理解しておりますが、それ以外の農地は全く関係ないということでしょうか

■生活環境課

今回条例で制定したのは、優良農地として活用いただく、保全していただくことが重要と考えておりますので、農用地区域について抑制区域とさせていただきます。

◎本間委員

この条例につきましては、遅きに失した感じもありますけれども、自分の行政区を見ても農用地区域外になっておりますので、数か所、農地転用した太陽光発電設備が設置されております。農地転用に伴い土地の評価、路線価がどうなっていくのか、市としてどのように捉えていますか。相続税などにも影響することが考えられると思います。また廃棄についてそこまで至っていないのか、太陽光は概ね20年間の契約のもと、再生可能エネルギーの推進もあり、かなりの農地が太陽光発電設置施設に利用されているわけですが、農地転用して設置する場合と、農地そのまま設置する場合があります。農地なら土地の評価も安いですし相続も問題な

いでしょうが、農地転用すれば宅地並みに評価されます。今回の条例はその点について全く関係ないと考えてよろしいでしょうか。そこまでは至っていないという考えでよろしいでしょうか。

■生活環境課

委員の質問のとおりでございます。トラブルの可能性がありそうなのが土地の評価、税金の関係ですから条例には直接書いてはありませんが、事業者には説明会等できちんと説明をするという指導をしているところでございます。また廃棄の不安についてもよく分かります。国の法令では事業開始20年中、後半10年で廃棄の費用の積み立てをしてくださいとなっています。しかし私たちの条例は事業開始から計画的に廃棄の積み立てをするよう定めています。条例に明記して、住民の方により安心していただけるよう不安解消を図ったところでございます。

◎本間委員

営農型太陽光発電では、農地の一時転用許可が必要ですが、その許可には、農地として10アール当たり10万円の収益を上げていたら帳簿でわかるように報告のできる収量を上げることとか、一般の農家だと3年、認定農家だと10年という基準があります。問題は再許可を得るにあたって収益を見込めるかどうかですが、市内でも基準となる収益に達していない場合もあるそうです。3年経てば又更新時期になり検査を受け許可が下りるのか農地に関して様々な問題が生じますので、そこまで詰めてこの条例を活用していければありがたいと思います。

■生活環境課

まさに委員のおっしゃったとおりです。太陽光発電設備設置には2パターンありまして、1つは、雑種地に野立てで建てる場合と、1つは営農型といいまして農地に建てる場合です。委員のご指摘は営農型のことだと思います。営農型は太陽光の下で農業が出来ますので、農地全体を転用する必要はありません。税金についても農地としての評価になるわけですが、設置にあたっては、一定程度ルールつまり収穫等更新についての決まりがあるわけです。そのへんも含めて農業委員会では事業者、農家の方のご相談にのりながら的確に進めていけるよう協議を進めているところです。

◎相良委員

条例の目的の所に自然環境等、良好な景観とありますが、最近いろいろな所に大規模な太陽光発電設備が作られています。こんな所まで出来たのかと、見た目も何となく周囲の景観にそぐわないような所があちこちにあります。そういう観点、景観、美観に対して抑制区域に挙げなくてよろしいのでしょうか。誰が見てもそぐわないと思うところにあるものもございます。景観、美観に対しての抑制があってもよろしいのではないかと考えております。

■生活環境課

その辺のところは私たちも懸念しているところでございます。今回の条例制定につきましては、ほかの自治体も参考にさせていただきましたが、国立公園などを抱えているところは、まさに景観に配慮した形で禁止区域、抑制区域を設けている所もございますが、なかなか南相馬市の現状におきましては、禁止区域、抑制

区域にするというのは難しいところですので、規定しなかったところでは、しながら景観との調和については条例で規定しているますので、行政区や近隣関係者との話し合いとか、関係機関の中で詰めて進めるよう事業者に指導していきたいと思っております。

◇議長

他になければ、次に進みますがよろしいでしょうか。

◇議長

では報告事項⑦小高区自治振興基金の活用について担当課から説明をお願いします。

■小高区地域振興課

(説明)

◎本間委員

小高区自治振興基金は小高区だけに限った振興基金で、小高区だけに毎年1千万円の基金を計上しているのでしょうか。

■原町区地域振興課

私から回答させていただきます。説明の中でもありましたとおり、3市町合併時の平成18年に創設された基金になります。小高区だけでなく、原町区、鹿島区もそれぞれが基金を管理しております。使い道、充当先につきましては各条例で定めており地域協議会に諮問することになっております。原町区自治振興基金の状況につきまして、お話をさせていただきますと、原町区自治振興基金の残高は現在6億9320万円ほどでございます。令和元年度に地域協議会で諮問させていただいているのですが、原町区の充当事業では、海資源活用促進事業として、北泉の整備、運営、サーフィン教室や海岸清掃などに対して880万円ほど活用させていただく予定です。併せて、緑豊かな景観事業、これは小高区にもありましたような植栽事業ですが212万円ほど、来年度も充当予定です。令和元年度の地域協議会でこの2つの事業について承認いただいておりますので今回は諮問いたしません。

◇議長

只今の説明に関して、何か質問等があればお願いします。なければ、報告事項を終わります。

◇議長

次に次第4のその他(1)先進地視察研修についての報告について事務局からお願いします。

■事務局

(説明)

◇議長

次回の開催日程について事務局からお願いします。

■事務局

(説明)

◇議長

ただ今の件について、委員の皆様から何かございますか。

(なし)

6. 閉会

午後4時05分終了

■会長

以上をもちまして、第6回原町区地域協議会を閉会といたします。ありがとうございました。

以上のとおり相違ありません。

会長

伊達孝行

会議録署名人

佐藤倫子

会議録署名人

佐藤正幸